

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四万十町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

高知県四万十町長

## 公表日

令和5年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法に基づき、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収            ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行            ③住民税課税情報の照会、回答            ④口座振替処理            ⑤過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理            ⑥督促及び催告処理            ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	町県民税システム、地方税ポータルシステム(eLTAX)、申告受付システム、国税連携システム、納税管理システム、収納・口座管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一 16の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年第5号) 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二            1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項            ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年第7号、以下「主務省令」)            第1条から第8条、第10条、第12条から第16条、第19条から第22条、第22条の3及び4、第23条から第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条から第40条、第43条、第43条の3から第45条、第47条、第49条及び同条の2、第51条、第53条から第55条、第58条から第59条の4</p> <p>【情報照会】</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二 27の項            ・主務省令 第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>総務課            〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3111</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>税務課            〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3116</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I-5-②所属長	税務課長 永尾 一雄	税務課長 松田 好文	事後	
平成29年6月15日	II-1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年6月15日	II-2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
令和1年6月28日	(旧項目名) I-5-②所属長 (新項目名) I-5-②所属長の役職名	税務課長 松田 好文	税務課長	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式変更
令和1年6月28日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月28日	事後	見直しによる修正
令和1年6月28日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月28日	事後	見直しによる修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式の追加
令和3年7月28日	II-1 いつの時点の計数か	令和1年6月28日	令和3年8月4日	事後	見直しによる修正
令和3年7月28日	II-2 いつの時点の計数か	令和1年6月28日	令和3年8月4日	事後	見直しによる修正
令和3年8月11日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16の項	・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年第5号) 第16条	事後	法改正に伴う項番変更
令和3年8月11日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 【情報照会】 27の項	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,33,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年第7号) 第20条	事後	法改正に伴う項番変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,33,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の</p> <p>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項</p> <p>【情報照会】</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年第7号) 第20条</p>	<p>【情報提供】</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の</p> <p>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年第7号) 第1条から第8条、第10条、第12条から第16条、第19条から第22条、第22条の3及び4、第23条から第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条から第40条、第43条、第43条の3から第45条、第47条、第49条及び同条の2、第51条、第53条から第55条、第58条から第59条の4</p> <p>【情報照会】</p> <p>・番号法第19条第8号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年第7号) 第20条</p>	事後	法改正に伴う項番変更
令和5年12月1日	II-1-1 いつの時点の計数か	令和3年8月4日	12月1日	事後	見直しによる修正
令和5年12月1日	II-1-2 いつの時点の計数か	令和3年8月4日	12月1日	事後	見直しによる修正